資料２－２

令和　年　月　日

大阪府知事　吉村　洋文　様

　大阪市長　横山　英幸　様

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　浅田　尚紀

意　　見　　書

（案）

公立大学法人大阪の出資等にかかる不要財産の納付について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第42条の２第５項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第42条の２第１項の規定に基づき認可することについて、異存はない。